

ＥＴＣシステム利用規程

（目的）

第１条 この利用規程は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年建設省令第 38 号）（以下「省令」といいます。）第 2 条第 1 項に基づく公告又は公示を行った地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者をいいます。以下同じです。）が省令第 2 条第 2 項の規定に基づき、周知すべき事項を定めたものです。

（遵守事項）

第 2 条 無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み（以下「ＥＴＣシステム」といいます。）を利用しようとする者は、この利用規程を遵守しなければいけません。遵守しない場合は、ＥＴＣシステムを使用して通行料金を収受する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等（以下「ＥＴＣシステム取扱道路管理者」といいます。）は、ＥＴＣシステムの利用を拒絶することがあります。

（利用に必要な手続）

第 3 条 ＥＴＣシステムを利用しようとする者は、第一号に掲げる手続を経た上、第二号から第四号に掲げる手続を行わなければいけません。

- 一 ＥＴＣシステム取扱道路管理者又はＥＴＣシステム取扱道路管理者との契約に基づきＥＴＣカード（車載器（自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいいます。以下同じです。）に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。以下同じです。）に挿入して車載器を作動し、及び通行料金の支払いに必要な情報を記録するカードをいいます。以下同じです。）を発行する者の定める手続によりＥＴＣカードの貸与を受けること。
- 二 ＥＴＣシステムを利用する自動車に車載器メーカーが適合するものと定めた車載器を購入その他の方法により取得すること。
- 三 前号で取得した車載器を、車載器メーカーが示す方法により自動車に取り付けること。
- 四 省令第 4 条第 1 項第三号に規定する一般財団法人が定める方法により、第二号で取得した車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること（以下「セットアップ」といいます。）。ただし、二輪車（道路運送車両法第 3 条の小型自動車又は軽自動車である二輪自動車（側車付二輪自動車（またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取り装置及び 3 個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車であって、三輪幌型自動車として登録されている自動車を含みます。以下同じです。）を含みます。）をいいます。以下同じです。）でＥＴＣシステムを利用する者は、セットアップに先立ち、ＥＴＣシステム取扱道路管理者が別に定めるところに従い、所定の事項をＥＴＣシステム取扱道路管理者に登録すること。

（車載器の取扱い）

第 4 条 車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってははいけません。

- 2 車載器のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をさえぎってははいけません。
- 3 車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート（自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。）が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車をけん引できる

構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け換えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければいけません。

(ＥＴＣカードの取扱い)

第５条 ＥＴＣカードの分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってははいけません。

２ ＥＴＣカードの貸与を受けた者は、ＥＴＣカードを紛失、盗難等により亡失した場合及び貸与されたＥＴＣカードが破損、変形した場合は、ただちにその旨をＥＴＣカードを発行した者に通知してください。

３ 有効期限が経過しているＥＴＣカード及びＥＴＣシステム取扱道路管理者又はＥＴＣシステム取扱道路管理者との契約に基づきＥＴＣカードを発行する者が無効としたＥＴＣカードは利用することができません。

(利用方法)

第６条 ＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣカードを車載器に確実に挿入し、ＥＴＣシステムが利用可能な状態になったことを確認の上、車線表示板（料金所の車線上に設置されたＥＴＣシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。）に「ＥＴＣ」、「ＥＴＣ専用」、「ＥＴＣ／一般」若しくは「ＥＴＣ／サポート」の表示がある車線（以下「ＥＴＣ車線」といいます。）、スマートＩＣ（地方公共団体が高速自動車国道法（昭和３２年法律第７９号）第１１条の２第１項の規定に基づき連結許可を受けた同法第１１条第一号の施設又は道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４８条の５第１項の規定に基づき連結許可を受けた同法第４８条の４第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則（昭和３１年建設省令第１８号）第１３条第２項第三号本文に規定するＥＴＣ専用施設のみが設置され、同号イに規定するＥＴＣ通行車のみが通行可能なインターチェンジをいいます。以下同じです。）の車線（料金所以外の箇所において「ＥＴＣ」の表示があるＥＴＣ通信施設の設置された車線を除きます。以下同じです。）又は一旦停止を要するＥＴＣ車線（ＥＴＣシステム利用規程実施細則第６条その他の事項に定める料金所をいいます。以下同じです。）を通行してください。

(ＥＴＣシステムの利用制限等)

第７条 ＥＴＣシステム取扱道路管理者は、道路の管理上必要な場合は、予告なくＥＴＣシステムの利用を制限し、又は中止することがあります。

(通行上の注意事項)

第８条 ＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣ車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

- 一 ＥＴＣ車線が利用可能であることを確認し、２０キロメートル毎時以下に減速して進入すること。
- 二 ＥＴＣ車線内は徐行して通行すること。
- 三 前車が停止することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に車線表示板に「ＥＴＣ／一般」又は「ＥＴＣ／サポート」の表示がある車線では、前車がＥＴＣシステムを利用しない場合は、停止するので注意すること。
- 四 路側表示器（車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。）に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「ＳＴＯＰ 停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。
- 五 路側表示器の表示が「ＳＴＯＰ 停車」の場合は、ＥＴＣ車線上にある開閉式の横木（以下「開閉棒」といいます。以下同じです。）が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと。

- 六 路側表示器の表示が「↑」の場合は、ＥＴＣ車線上にある開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
- 七 他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。
- ２ ＥＴＣシステムを利用する者は、スマートＩＣの車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
- 一 当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置（以下「停止位置」といいます。）で、必ず一旦停止すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。
- 二 他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。
- 三 開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。
- 四 開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停止して係員に申し出ること。
- ３ 二輪車でＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣ車線、スマートＩＣの車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線を通行する場合は、前２項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。
- 一 案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能な車線であることを確認し、進入すること。
- 二 案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。
- 三 蛇行、斜行したりせず、前車と十分な車間距離を保持し、１台ずつまっすぐに進入すること。
- ４ 二輪車（この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。）でＥＴＣシステムを利用する者は、ＥＴＣ車線を通行する場合において、開閉棒が開かない、又は閉じるときは、第１項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒及び後続車等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてＥＴＣ車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、遅滞なく、当該ＥＴＣ車線を管理するＥＴＣシステム取扱道路管理者あてに連絡し、指示に従ってください。
- ５ 係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。
- ６ ＥＴＣシステムを利用する者は、料金所以外の箇所において「ＥＴＣ」の表示があるＥＴＣ通信施設の設置個所付近を通行する場合は、標識その他の方法による表示に従ってください。この場合において、同一車線内での並走及び追い抜き並びに路肩走行を行ってははいけません。

（ＥＴＣシステムを利用しない場合の通行方法）

第９条 ＥＴＣシステムを利用しない者は、車線表示板に「ＥＴＣ」又は「ＥＴＣ専用」の表示がある車線、スマートＩＣの車線及び一旦停止を要するＥＴＣ車線に進入してはいけません。誤って、これらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはいけません。

（通行料金の計算）

第１０条 ＥＴＣシステムを利用した場合は、ＥＴＣシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。

（免責）

第１１条 ＥＴＣシステム取扱道路管理者は、ＥＴＣシステムを利用しようとする者又はＥＴＣシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いま

せん。

(別の定め)

第 12 条 利用証明書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他 ETC システムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。

附 則

- 1 この利用規程は、令和 7 年 11 月 9 日から適用します。
- 2 令和 5 年 3 月 26 日付け ETC システム利用規程（以下「旧利用規程」といいます。）は、本規程の適用をもって廃止します。

なお、本規程の適用前に旧利用規程の規定に基づき行われた手続で、本規程の適用の際現に効力を有するものは、本規程の規定により行われたものとします。